

離婚と親権・養育費



Q 娘は5年前に結婚し3歳の女の子がいます。ところが、最近婿に愛人ができたと言って孫を連れて実家に帰ってきました。娘は離婚したいのですが、婿は親権と養育費のことで応じてくれないといひます。離婚するにはどうすれば良いのでしょうか。

A 幸せを願って結婚したはずなのに、離婚する夫婦が絶えません。離婚するにはそれなりの理由があるのですが、離婚するにしても、せめて、子供が健やかに育ち幸せな人生を送れるようにしたいものです。

今回は離婚の方法と親権・養育費のことをご紹介します。

離婚の方法 離婚する主な方法としては、「協議」、「調停」、「裁判」の3つの方法があります。

| 区分 | 内容と成立 | 手続きと留意事項 | 摘要 |
|------|---|--|---|
| 協議離婚 | 夫婦で話し合い合意すれば離婚届を役所に提出し、受理されれば離婚が成立 | <ul style="list-style-type: none"> 将来のトラブル防止のため、合意内容を離婚協議書として公証人役場で公正証書にする。 公正証書は判決書と同じ効力があり、相手が約束を守らないときは、強制執行できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 離婚の方法としては最も多く約9割を占めるといわれている。 費用は弁護士に依頼しなければほとんどかからない。公正証書の作成手数料(2~3万円程度) |
| 調停離婚 | 家庭裁判所の調停員を仲裁人にした話し合いで、調停が成立すれば、離婚は成立。成立後10日以内に役所へ離婚届を提出する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 相手方の居住地を管轄する家庭裁判所へ調停申立書を提出 調停員は、男女1名ずつの調停員と裁判官1名の3名で構成。 調停の方法は、調停員が夫婦別々に双方から話しを聞き合意形成を図る | <ul style="list-style-type: none"> 現在の離婚夫婦のうち約8%は調停離婚といわれている。 費用は申立手数料と郵便切手代で2,000円程度 終了までの所要期間は、ほとんどが半年以内だが1年を超えるものもある。 |
| 裁判離婚 | 裁判所に訴え出て裁判所の判断に従う。判決で離婚が認められ、判決が確定すれば離婚は成立。戸籍法上、離婚届を役所に提出する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> いきなり裁判はできない。まず、調停を経る必要がある(調停前置主義) 夫婦どちらかの居住地を管轄する家庭裁判所へ訴状を提出。 以後、答弁書による相手方主張の認否や準備書面による双方の主張、書証や証人尋問などの証拠調べを経て判決がなされる。 | <ul style="list-style-type: none"> 離婚訴訟の管轄は地方裁判所だったが、現在は家庭裁判所。 「法定離婚原因」次のどれかに該当しなければ、離婚は認められない。 ①不貞行為 ②悪意の遺棄 ③生死が3年以上不明 ④強度の精神病 ⑤婚姻を継続し難い重大な理由 弁護士に依頼するのが一般的 費用は、着手料(30~50万円)、成功報酬(経済的利益の約1割)などでケースバイケース 裁判離婚の約8割は1年以内に判決が出されているという。 |

親権とは？

子供に対する親権は、婚姻期間中は夫婦が共同して持っていますが、離婚するときにはどちらか一方を親権者と定める必要があります。離婚届に親権者が記入されていないければ、離婚届は受理されません。親権は、大きく身上監護権(子供の身の回りの世話をしたりしつけや教育をする)と財産管理権(子供の財産を管理し法的手続きを代行する)に分けられます。どちらを親権者とするかは判定基準は、どちらが親権者になったほうが子供の利益になるかです。通常、乳幼児や10歳未満の場合は母親になるようですが、15歳以上の場合、子供の意見も尊重されます。

養育費とは？

離婚により夫婦関係は解消されますが、親子関係は解消されません。離婚して別居していても、子供が成人するまでは親としての扶養義務があります。養育費は配偶者へ支払われるのではなく、子供へ支払われるものです。その金額は、双方の収入や子供の年齢・人数などにに基づき算定されますが、最近、東京・大阪の裁判官などによる「養育費算定表」が作成され、裁判でも活用されているようです。

支払方法は一括払いではなく月額払いが一般的ですが、支払期間は、「成人するまで」、「大学卒業まで」などいろいろあるようです。

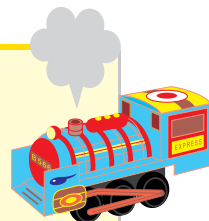
なお、定められた養育費について、その後の失職や入院など事情の変更が生じたときは、増額又は減額が認められますので、話し合いでまとまらないときは、最寄りの家庭裁判所へ相談してください。

支払われないときは？

定められた養育費が支払われないときの対抗手段としては、「履行確保」と「強制執行」があります。履行確保は、家庭裁判所が相手方へ約束を履行するよう勧告するものですが、強制力はありません。「強制執行」は、地方裁判所が相手の財産(不動産や給料など)を差し押さえて、そこから支払いを受ける手続きです。通常、差し押さえの範囲は給料の4分の1ですが、養育費の場合、2分の1です。

おもちゃ病院を開院します！

「かごしまおもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを修理する「おもちゃ病院」を、毎月第2日曜日に福祉機器展示相談センターにおいて開院します。おもちゃ病院は、壊れたおもちゃを修理し、子どもに「もの」の大切さやおもちゃの仕組みを教えるボランティア活動です。多くの方の来院をお待ちしています。修理代は無料ですが、材料代が必要になる場合があります。



日時(予定) 平成22年3月14日(日) 13時~16時
平成22年4月11日(日) 13時~16時

会場 福祉機器展示相談センター
(鹿児島市鴨池新町1-7 県社会福祉センター内)

問い合わせ先 **かごしまおもちゃ病院 院長 前田 滋 (TEL 090-5028-6947)**